

鳥取放牧場風力発電所  
風車撤去工事

仕様書

鳥取県企業局

## 第1章 一般事項

### 1 適用

本仕様書は、鳥取放牧場風力発電所風車撤去工事に適用する。

なお、本仕様書に記載の無い事項であっても、工事の施工上必要なものについては、監督員の指示により施工するものとする。

### 2 総則

受注者は、本仕様書を遵守するとともに、当該機器の構造、特性、その他の状況を十分把握の上、工事を施工するものとする。

本仕様書の記載事項で、本工事の目的を実現するために変更の必要が生じた場合は、監督員の承諾を得るものとする。

### 3 工事場所

鳥取県鳥取市越路

### 4 工事期間

契約の日から令和8年11月30日（月）限り

### 5 工事概要

（1）工事名称：鳥取放牧場風力発電所風車撤去工事

（2）工事概要：既存風力発電機（1,000kW）3基の撤去

### 6 適用規格

図面・仕様書・質問回答書及び現場説明書に記載されていない事項は次によるものとする。

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編、令和4年版)及び「公共建築改修工事標準図(電気設備工事編、令和4年版)」
- ・日本工業規格（JIS）
- ・日本電気工業会標準規格（JEM）
- ・電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・電気設備技術基準
- ・発電用風力設備に関する技術基準を定める省令
- ・その他関連規程等

### 7 提出書類

受注者は、次の書類を提出するものとする。

書類名	提出期限	部数
契約工程表	契約締結後7日以内	2部
現場代理人選任通知書	契約締結後速やかに	2部
主任技術者等選任通知書 ※専任の者とする	〃	2部

実施工工程表	工事着手前	2部
施工計画書	〃	2部
施工要領書	〃	2部
施工図	〃	2部
安全作業計画書	〃	2部
作業員名簿	〃	2部
地元説明用輸送計画書	〃	2部
打合せ議事録	その都度	2部
工事日報（週報）	監督員の定める期日	2部
工事完成通知書	工事完成後速やかに	2部
工事記録写真	現地工事完了後速やかに	3部
その他監督員の指示するもの	監督員の指示による	同左

## 8 輸送

工事に要する資機材の輸送は、受注者の責において経路の制限等を調査し、事前に監督員に経路、搬入日時、許可状況等について報告を行うこと。

## 9 検査

- (1) 受注者は、現地工事完了後、監督員立会のもとに必要な検査を受けるものとする。
- (2) 受注者は、工事の進捗に応じて作業区分ごとに監督員の検査を受けなければならぬ。
- (3) 完成検査に先立ち、受注者による社内検査を実施しその結果を監督員に提出すること。

## 10 工事の制限等

本工事は、公益財団法人鳥取県畜産振興協会（以下、「牧場管理者」という。）が管理する鳥取放牧場（以下、「牧場」という。）内において施工することから、牧場業務に支障が生じないよう監督員及び牧場管理者と十分協議を行って施工すると共に、下記について特に注意すること。

### (1) 施設関係

- ア 工事の施工により牧場施設（牧場管理道を含む。）に損害を与えた場合は、直ちに監督員及び牧場管理者に連絡するとともに、受注者の責において現状復旧すること。
- イ 工事の施工に際し、牧場施設の一時撤去、移設、土地形状の変更等が生じる場合には、監督員及び牧場管理者と協議のうえ施工すること。工事終了後には受注者の責において現状復旧すること。

### (2) 道路通行等

- ア 工事に際しては牧場管理道を使用するので、牧場業務に支障を与えないよう配慮するとともに、工事資機材搬入等大型車両の通行時には予め監督員及び牧場管理者の承諾を得ること
- イ 牧場管理道を大型車の通行により損傷することの無いように、必要な箇所に鉄板養生をすること。
- ウ 牧場管理道を大型車両が通行する際には、先導車及び交通誘導員を配備し、事故

防止に努めること。

エ 牧場管理道は一般者も利用することから、最徐行を徹底し交通事故の発生など遺漏の無いよう努め、必要な対策を講じること。

### (3) 飼育牛への配慮

ア 飼育牛への影響を配慮し、低騒音型機械による施工を行うなど工事騒音の防止を図ること。また、工事中は飼育牛の体調に影響が生じてないか牧場管理者に確認を行いながら施工するとともに、影響が生じたときには監督員及び牧場管理者と協議を行うこと。

イ 工事中は資機材残材を飼育牛が誤食することのないように、シートの敷設、清掃などの散逸防止策を講じるとともに、適正な管理を行うこと。

ウ 油脂類、各種薬品等によって土壤・牧草を汚染しないよう施工管理を充分に行なうこと。万一汚染した場合には、監督員及び牧場管理者と協議を行い、受注者の責において汚染土壤等を撤去・処分し、汚染されていない土壤と入れ替えを行うものとする。

### (4) その他

ア 仮設用地は事前に使用範囲を提示し、監督員及び牧場管理者と協議を行い、了解を得ること。また、工事完了時に原形復旧すること。

イ 工事期間中は工事施工範囲に一般者が立入りしないよう管理すること。

ウ 牧場内は枯れ草等可燃物が多く、火災時等の延焼が早い上、消火作業も困難であることから、火気の使用には十分注意するとともに、所定の場所以外での喫煙を行わないこと。また、火災の発生に備えて消火器具を常備しておくこと。

エ 作業時間は、午前8時30分～午後5時を原則とする。これによれない場合は、監督員及び牧場管理者に協議するものとする。

オ 進入車両は牧場が定めた所定の場所で、動力噴霧器を使用してタイヤ、車両の消毒を行うこと。

カ 3号機での作業のために衛生管理区域に立ち入る者は、長靴を着用すること。ただし、3号機内部での作業時はこの限りではない。

キ 作業者は、その日の内に他の農場等畜産関係施設に立ち入った者及び1週間以内に海外から入国した者（帰国者含む）でないこと。

ク 他の畜産関係施設で使用した、または使用の可能性がある物品は持ち込まないこと。持ち込みが必要な場合は、その旨を発注者に事前通知し、必要な対策を講じること。

ケ 海外で使用した衣服及び靴（過去4ヶ月以内）は持ち込まないこと。

コ 本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。

サ 仮設トイレ及び事務所は、監督員及び牧場管理者と協議の上、牧場内（衛生管理区域を除く）に設置することができる。

## 1.1 一般的損害及び第三者に及ぼした損害

本工事の施工に伴い既成部分を汚損又は損傷した場合は、受注者の責任において、

既成にならない補修するものとする。また、第三者に被害を及ぼした場合は、補償を行うこと。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りでない。

#### 1.2 予測外工事

本工事において、予測しなかった故障・不良・劣化部分を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

#### 1.3 仕様書に記載のない事項

本仕様書及び図面は、各装置の方式、仕様及び据付等に関する基本的概要のみを記載したものである。従って、本仕様書に記載のない事項でも、本工事の目的を達成させる為、機能上、保安管理上必要な事項は発注者に報告し協議の上、各装置の機能を十分發揮させるよう施工するものとする。

#### 1.4 悪天候による作業延期について

作業日の午前8時時点の天候が労働安全衛生規則で定める悪天候又は、鳥取市北部に雷注意報が発報されている場合で当日実施する作業に支障があると受注者が判断した場合には監督員と協議の上、作業日を延期することができる。

#### 1.5 その他

本仕様書及び設計図面の内容について疑義を生じた場合は、発注者との協議より決定するものとする。

### 第2章 風車撤去工事

#### 1 対象機器

鳥取放牧場風力発電所 風車1号機、2号機及び3号機

(基礎より上部を工事対象とする。基礎上のアンカーボルトは残置可。基礎上の配線は1m残すこと。)

三菱重工業製 MWT-1000A

型式 水平軸プロペラ式可変翼型風車

定格出力 1,000kW

#### 2 工事内容

上記対象機器の撤去。

なお、風車の運転停止は原則、令和8年9月1日からとする。これにより風車の撤去は9月1日からとなるが、受変電設備内にある計量器の検定満了が9月30日のため、受変電設備から電気の供給が必要な作業は9月30日までに終了すること。

また、各風車の遠隔監視を2号機経由で行っているため、2号機を最後に撤去することとし、原則、1号機→3号機→2号機の順に撤去すること。

(1) 仮設工

牧場管理道狭小部分の鉄板養生

風車周辺、重機移動及び資機材置場範囲の鉄板養生

重機等の搬入出の際に支障となる箇所の支障木伐採、土地形状変更

(2) 揚重用重機の搬入

(3) 風車分解撤去工

ア 揚重用重機及び機械工具等を使用し、タワーからローター、発電機、ナセルを分離したあと地上に吊り降ろす。その後、タワーを順次地上に吊り降ろす。

イ 地上で各々を建設副産物として適正に処理できるよう分別撤去を行う。撤去にあたっては、運搬車両で運べるよう分解を行うこと。

また、分解時の切断による粉塵を散水などで飛散防止するとともに、敷鉄板の隙間から芝や牧草上に粉塵が落ちないようシート等で養生すること。

(4) 建設副産物運搬処分工

分解及び撤去工において生じた建設副産物の適正な運搬処分を行う。

(5) 揚重用重機の搬出

(6) 仮設工事鉄板養生の撤去

(7) 土地形状の原形復旧

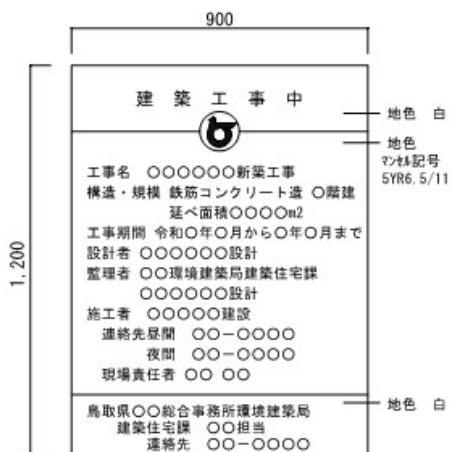
### 3 その他

(1) 建設業法、労働安全衛生法、騒音規制法、廃棄物処理法、建設リサイクル法、その他県の条例、規定を遵守すること。

(2) 工事施工に伴い必要な関係監督官庁への許可等の手続きは、受注者の責任にて行うものとする。

(3) 風車撤去後に、別途工事でコンクリート基礎撤去、電線路（送電線・受変電設備・埋設配管等）の撤去を行うため、別途工事の受注者と連絡及び工程の調整を図ること。  
なお、受注者の決定は、令和8年8月を予定している。

(4) 工事表示板を設置すること。



記入要領

- 書体は角ゴシックとする。